

とくしま在宅育児応援クーポン 利用の手引き

【石井町】



1 「とくしま在宅育児応援クーポン」とは

「家で赤ちゃんを2人っきりでいると、社会から切り離されてしまった気がして不安になる」

「家で子育てしていると、24時間体も気持ちも休まることがなく、正直、昼寝やリフレッシュがしたい。一時でも預かってもらったり、家事を助けてもらったり、おでかけしたりしたいが、身近に頼れる人がおらず、費用負担も大きい」

家で子育てしているお母さん（お父さん）から寄せられるこうした声に応えるために、石井町では、在宅で育児をしている保護者を対象に、地域の様々な子育て支援サービスの利用料の支払に使える「とくしま在宅育児応援クーポン」を交付しています。

【対象サービス】

類型	子育て支援サービス	サービス提供者
保育・育児支援	一時預かり事業	保育所等
	病児病後児保育事業	病児病後児保育実施施設
	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業提供会員
保健・医療	任意予防接種 (インフルエンザ・ロタ・おたふくかぜ)	医療機関
	フッ化物塗布 (保険診療により実施する場合を除く) ※保険診療と同一日に実施できません。	歯科医療機関

2 「とくしま在宅育児応援クーポン」の申請方法

(1) 支給対象児童

石井町内に居住する **0 歳** から **2 歳** までの児童

【交付要件】

- ・ 児童のいる保護者の市町村民税所得割合算額が 1 6 9, 0 0 0 円未満の世帯
- ・ 児童が保育施設等を **週 4 日以上利用していないこと**
(認可・認可外問わず保育施設に預けている場合は交付対象外)

(2) 交付額

出生時、1 歳・2 歳の誕生日ごとに **1 万 5 千円** (5 0 0 円券×3 0 枚)

(3) 必要書類

- ① とくしま在宅育児応援クーポン交付申請書
- ② 認印
- ③ 保育所等を利用中でない旨の誓約書 (①に含まれています)
- ④ 課税証明書 (※)

※クーポンの対象となる児童の出生または誕生日の属する年の
1 月 1 日の時点で石井町の住民でない場合のみ必要。

(4) 受付窓口

石井町役場 子育て支援課

電話：6 7 4－1 6 2 3

受付時間 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)

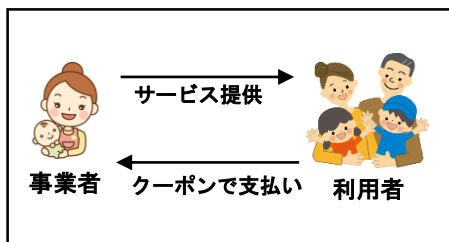
8：3 0～1 7：1 5

(5) 交付方法

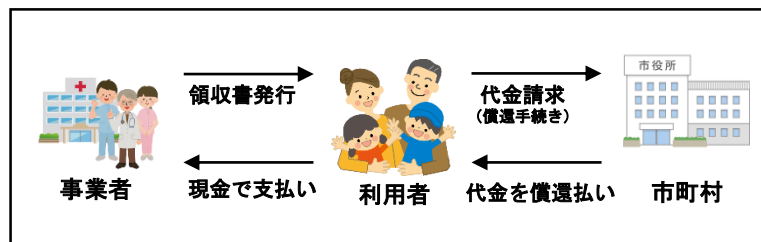
審査の後、1 0 日までに御申請をいただいた場合は翌月中、
1 0 日を過ぎた場合は翌々月中に簡易書留にて送付いたします。

3 「とくしま在宅育児応援クーポン」のしくみ

現物（クーポン）払いの場合



償還払いの場合（医療機関など）



■クーポンは、市町村に登録したサービス提供事業者に対して使用できます。サービスによっては予約等が必要ですので、事前に事業者にお問い合わせをしてください。

■クーポンは、登録事業者への支払い時に、現金の代わりに利用できますが、医療機関等の一部の事業者の支払いには利用できません。

代金を現金で支払っていただき、後日償還手続きが必要です。詳しくは本手引きの「償還払い」の項目をご覧ください。



とくしま在宅育児応援クーポン登録事業者ステッカー

■クーポンは冊子のまま利用してください。切り離し無効です。

■クーポンではつり銭はでませんので、差額は現金でお支払いください。

■クーポンは現金との引換、貸与、交換、売買はできません。不正行為を行った場合、法律で罰せられる場合があります。

■交付対象のお子さん及び保護者（父母又は養父母）のみ使用できます。兄弟や付き添いの祖父母などの料金には使えませんのでご注意ください。

☆市町村外に引っ越した時は？☆

石井町外への引っ越し後は、有効期間内でもクーポンは利用できません。ただし、引っ越し先の市町村で「とくしま在宅子育て応援クーポン事業」を実施している場合は、残券を新しいクーポンに交換できます。詳しくは引っ越し先の市町村の窓口にお問い合わせください。

4 「とくしま在宅育児応援クーポン」の利用の流れ

(1) 現物（クーポン）払いの場合

Step1 利用するサービスを選ぶ

この資料の10ページから、利用したいサービスを選んでください。
クーポンを発行した市町村に登録していない事業者では、
クーポンを利用することができませんので、必ず利用前に確認してください。

Step2 サービス内容を登録事業者を確認して利用

サービスの利用前に、必ず内容・利用方法・料金などを確認してください。
クーポンは支払金額よりも額面が少ない場合のみ使えます。
500円未満の端数の支払いには使用できませんので、ご注意ください。

例1：1,000円の料金をクーポンで支払い  クーポン2枚で支払い クーポン2枚(1,000円分)	例2：480円の料金をクーポンで支払い  料金が500円未満のため、 クーポンは使用できません。
例3：1,200円の料金をクーポンで支払い  クーポン2枚(1,000円分) +  現金200円 クーポン2枚(1,000円分)と 現金200円で支払い  クーポン3枚(1,500円分) 利用料金を超える額のクーポンは使用できません。 端数は必ず現金でお支払いください。	

Step3 本人確認書類（母子手帳）の提示

クーポンでの支払いには、本人確認が必要となります。
原則として、母子手帳で交付対象のお子さんであるかを確認するので、
サービス利用時には母子手帳等を持参してください。

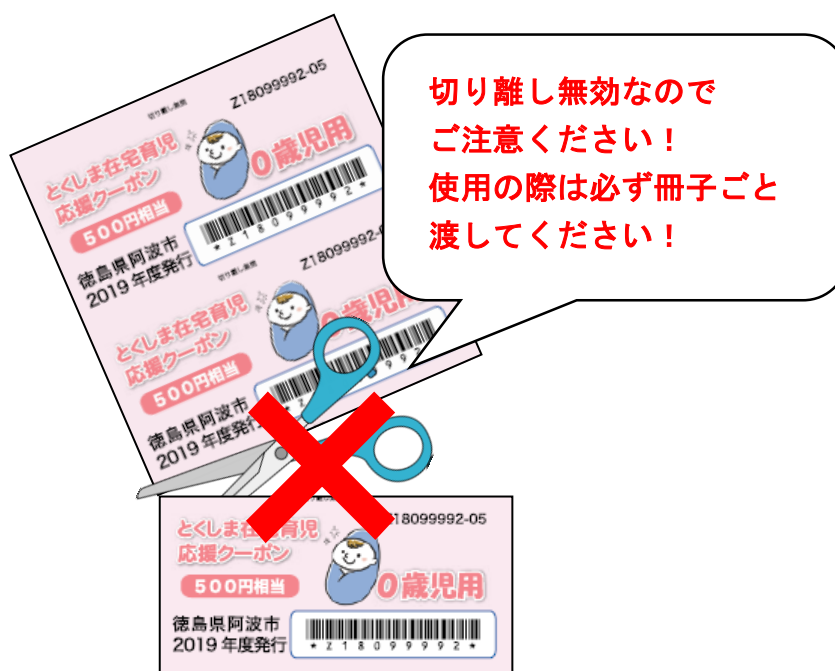
※ 母子手帳等で本人確認ができない場合は、
クーポンの利用ができない場合がありますので、
あらかじめご了承ください。



※事業者は母子手帳のお名前と
表紙の「氏名」欄を確認します

Step4 クーポンでの支払い

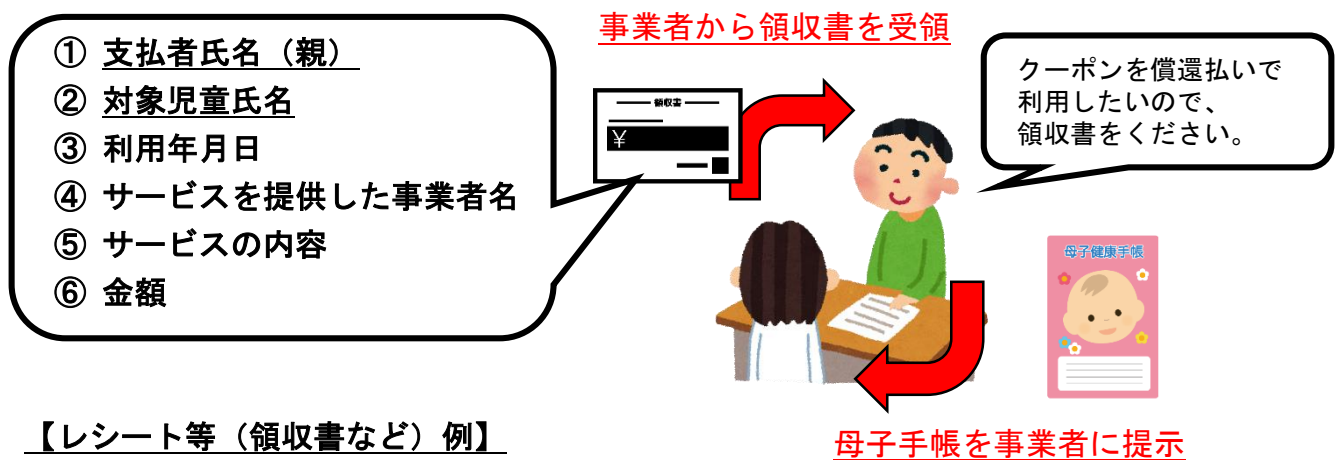
クーポンは冊子ごと事業者にお渡しください。
事業者の側で確認の上、必要枚数だけ切り離します。



(2) 償還払いの場合

Step1 サービスの提供を受ける

石井町が償還払い対象として定めるサービスを受けた場合は、
いったん料金を現金でお支払いください。
その際、必ず「クーポンを《償還払い》で利用したい」と申し出ていただき、
クーポン対象児童の氏名が記載された母子手帳を提示した上で、
①～⑥の必要事項が記入された領収書を受け取ってください。



領 収 証	
① 支払者氏名（親） 徳島 太郎 様 （徳島 次郎 様）	③ 利用年月 平成●●年●月●日
② 対象児童氏名	⑥ 金額（額面 500 円以上であることが必要） ¥●●, ●●●
⑤ サービスの内容 但 ●●博物館入館料 として 上記正に領収いたしました。	
●●博物館 館長 ●●●●	④ サービスを提供した事業者名 領収印

①～⑥の記載がないときは、
事業者に追記をお願い
してください。（手書き可）

※額面が500円未満の領収書は償還払い請求の対象になりませんので、ご注意ください。

※ ※ 医療機関で任意予防接種・フッ化物塗布を受ける場合 ※ ※

町内の医療機関（ページ11）における任意予防接種とフッ化物塗布に関しては、現物（クーポン）払いができます。母子手帳とクーポンをもって受けてください。また、町外の医療機関で受けられる場合は、領収書（ページ7）で償還払いを受けられます。



（※インフルエンザ等の任意予防接種は医師と相談していただき、リスク等をよく理解したうえで、自己責任により接種してください。）

Step2 子育て支援課での手続き

「とくしま在宅育児応援クーポン」請求書に必要事項を記入のうえで、料金の償還払い請求を行います。申請する際には、以下の書類等をご持参ください

- ・事業者の発行した領収書（原本）
- ・とくしま在宅育児応援クーポン
- ・母子手帳
- ・認印
- ・通帳もしくはキャッシュカード



子育て支援課

電話：674-1623

受付時間 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

8:30～17:15

Step3 サービス利用料金の償還

※提出いただいた領収書の原本は返却できませんのでご注意ください。

石井町は請求書の内容を確認のうえ、代金相当額を償還払いします。

手続きいただいた日のおよそ1か月後に、指定口座に振り込まれます。

【注意事項】

償還払い請求は、サービス利用後速やかに手続きをしてください。

利用日から6か月以上経過すると、償還払い請求はできません。

5 こんなときは？（とくしま在宅育児応援クーポン Q&A）

Q ミルクやおむつの購入に使えますか？

A. 物品購入には使えませんので、ご了承ください。

Q クーポンの券面に500円と記載されていますが、500円未満の支払いにも使えますか？

A. クーポンの額面未満の端数のお支払には利用できません。
端数は現金でお支払いください。

Q 家族の誰でもが使えますか？

A. クーポンの表紙に名前を記載されているお子さんと、
その父母（または養父母）のみが利用できます。

Q 上の子の用事で、下の子を預けます。下の子のクーポンは残り少ないので、上の子のクーポンを使ってもいいですか？

A. クーポンは、表紙に記名されているお子様のみ利用できます。
兄弟姉妹のクーポンは利用できません。

Q 県外の病院で予防接種を受けたのですが、クーポンは使えますか？

A. 県外の医療機関におけるサービスも、償還払いの対象になります。



【対象サービス】

類型	子育て支援サービス	サービス提供者
保育・育児 児童支援	一時預かり事業	光の子保育園・さくら認定こども園・いしいキッズ
	病児病後児保育事業	伊勢内科小児科・愛育小児科 田山チャイルドクリニック
	ファミリー・サポート・センター事業	ファミリー・サポート・センター事業提供会員
保健・医療	任意予防接種 (インフルエンザ・ロタ・おたふくかぜ)	医療機関 (P11 を参照)
	フッ化物塗布 (保険診療により実施する場合を除く) ※保険診療と同一日に実施できません。	歯科医療機関 (P11 を参照)

一時預かり事業

サービス提供者	住所	電話番号
光の子保育園	石井町石井字石井556-5	088-674-2530
さくら認定こども園	石井町高川原字高川原1254-1	088-675-0280
いしいキッズ	石井町高川原字高川原313-9	088-674-7898

病児病後児保育事業

サービス提供者	住所	電話番号
伊勢内科小児科	石井町石井字石井726-7	088-675-0535
愛育小児科	国府町桜間字登々路8-1	088-643-1205
田山チャイルドクリニック	徳島市北矢三町3丁目3-41	088-633-2055

ファミリー・サポート・センター事業

利用する場合は、依頼会員としてファミリー・サポート・センターに登録する必要があります。詳しくは、下記までお問い合わせください。

ファミリー・サポート・センター電話 088-611-1551

任意予防接種（インフルエンザ・ロタ・おたふくかぜ）サービス提供者一覧表

*任意予防接種は、下記の医療機関で接種すると現物給付（クーポン券で支払うことが可能）、下記以外の医療機関で受けた場合は償還払い（領収書による払い戻し）となります（クーポン事業の対象となります）詳しくは子育て支援課（088-674-1623）までお問い合わせください。

医療機関名	住所	電話番号	任意予防接種の種類		
			インフルエンザ	ロタ	おたふくかぜ
石井虹の橋クリニック	石井町石井字石井231-1	088-674-2311	○	○	○
伊勢内科・小児科	石井町石井字石井726-7	088-675-0535	○	○	○
上田医院	石井町高原字東高原181-2	088-675-1130	○	○	○
尾崎医院	石井町高川原字加茂野318-8	088-674-8855	○		
川原内科・外科	石井町高川原字天神712-1	088-675-0015	○	○	○
記本耳鼻咽喉科クリニック	石井町高川原字高川原500-1	088-674-8778	○		○
須見医院	石井町藍畑字高畑1311	088-674-0178	○		
田中医院	石井町浦庄字下浦689-1	088-674-6181	○	○	○

フッ化物塗布サービス提供者一覧表

*フッ化物塗布は、下記の歯科医療機関で受けると現物給付（クーポン券で支払うことが可能）、下記以外の歯科医療機関で受けた場合は償還払い（領収書による払い戻し）となります（クーポン事業の対象となります）詳しくは子育て支援課（088-674-1623）までお問い合わせください。

歯科医療機関名	住所	電話番号	歯科医療機関名	住所	電話番号
佐久間歯科医院	石井町高川原字高川原1417-1	088-674-7438	平田歯科医院	石井町高川原字南島702-8	088-637-4646
田村歯科医院	石井町石井字石井412-1	088-674-6767	浜崎歯科医院	石井町高川原字天神597-1	088-675-1180
高瀬歯科医院	石井町浦庄字下浦657-3	088-674-7100	さとう歯科医院	石井町石井字白鳥216-6	088-675-3666
松岡歯科医院	石井町石井字石井419-4	088-674-0168	ミント歯科クリニック	石井町高川原字高川原1618-1	088-674-0064
井上歯科医院	石井町石井字石井509-5	088-674-1771	おおぐり歯科医院	石井町石井字石井654-5	088-674-8200
かさい歯科医院	石井町高原字関105	088-674-9393	わきかわ歯科医院	石井町浦庄字上浦530-1	088-674-6915
宮本歯科医院	石井町石井字石井388-25	088-674-9245			

*石井町では1歳6ヶ月児健診でフッ化物塗布を実施しています。健診日の1ヶ月以内にクーポンを利用しフッ化物塗布を実施しているときは、健診日にフッ化物塗布を受けることができなくなる場合があります。1歳6ヶ月健診の詳細については保健センター（088-674-0001）に、フッ化物塗布の実施間隔については、かかりつけの歯科医療機関にご相談ください。

（注）フッ化物塗布は、保険診療日と同一日に実施できませんご注意ください。